紙おむつを支給します

町では、在宅で介護している人の負担を 軽減するため、紙おむつを支給します。

支給対象者

- ①町内に住所を有する65歳以上の寝たきり老人または認知症高齢者で、常時おむつを必要とする人
- ②町内に住所を有する身体または精神に相当程度の 障がいをもつ心身障がい児(者)で、常時おむつを 必要とする人
- ※希望者は、4月19日(金)までに福祉係に申請してください。申請に基づき町で調査し、支給を決定します。
- ※<u>老人保健施設、グループホームまたは病院に入所・</u> 入院中の人は支給対象になりません。

支給するもの 紙おむつ、尿取りパッド 各1袋

支給回数 年4回

支 給 月 5月・8月・11月・2月

問合せ先 にこにこ甘楽 ☎ 67 - 7655

町健康課福祉係(内線 602・603)

結婚 50 周年を迎える皆さんへ

町では、結婚後 50 周年(金婚)を迎えるご夫婦の 長寿を祝福しています。

申請されたご夫婦には、慶祝状と記念品をお渡しします。希望する人は申請してください。

該当資格

婚姻の届出後50年を迎える夫婦(今年50年を迎える夫婦は昭和44年中に婚姻の届出)でその日に町内に引き続き5年以上お住まいのご夫婦です。

<u>50 年を迎える日が近くなったら、あるいは、50 年</u>が経過している夫婦であれば、申込みができます。

- ※役場へ婚姻届を出した年のことで、結婚式をあげた 年ではありません。
- ※夫婦の一方が施設入所などの理由で町外に住所が ある場合などは、特例として受けることができます。

申込方法

<u>にこにこ甘楽(町健康課福祉係)に電話で事前申込み</u>を し、氏名、婚姻年月日、受取り希望日などをお伝えください。

受取方法

受取り希望日に印かんを持参し、<u>甘楽町役場(住民課住民係)</u>へお越しください(※申込みと受取りは、土・日曜日、祝日を除く)。

問合せ先 にこにこ甘楽 ☎ 67 − 7655

町健康課福祉係(内線 602 • 603)

◎注 意

本籍地が町外の人は、婚姻届出日が確認できる戸籍謄本等の写しの提出が必要となります。

健康相談のおしらせ

身体やこころの健康について心配な人は、お気軽に お出かけください。

○毎週火・金曜日 血圧や体組成測定、乳幼児の

身長・体重測定など【保健師】

○第1·3火曜日 栄養相談【管理栄養士】

○第2金曜日 歯科相談【歯科衛生士】

時 間 午前 9 時~ 11 時 30 分(祝日はお休み)

場 所 にこにこ甘楽

※変更になる場合は、おしらせ版に掲載します。 ※上記以外の相談は、電話で予約してください。

問合せ先 にこにこ甘楽 ☎ 67 — 7655

町健康課保健係(内線 631 · 632)

「甘楽町子ども・子育て審議会」 委員を公募します

町では、子ども・子育てに関する支援のあり方や 進め方などについて、ご意見、ご提案をいただく ため「甘楽町子ども・子育て審議会」設置の準備を 進めています。

今後、甘楽町を担う子どもたちの健やかな成長を 支えるための「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」 の見直しを予定しており、皆様の幅広い意見を反映 するため、委員を公募します。

子育て中や地域における子育て支援などについて 関心のある方のご応募をお待ちしています。

応募資格(次の条件をすべて満たしている人)

- ①甘楽町在住で 20 歳以上の人
- ②小学校6年生までのお子さんのいる人 (保護者)
- ③子育て支援に理解と関心のある人
- ④平日の昼間に開催する会議に出席できる人

募集人員 1名

委員任期 委嘱の日から事業計画策定まで

応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、

持参または郵送してください。

応募期限 平成 31 年 4 月 24 日 (水)

選考方法 書類審査により決定する

応募・問合せ先

にこにこ甘楽 **☎** 67 - 7655 町健康課福祉係(内線 602・603)

〒 370 - 2213 甘楽町大字白倉 1395 - 1

※応募用紙は役場窓口・にこにこ甘楽窓口にあります。 また、町ホームページからもダウンロードできます。